

社会保険

No.34

平成31年1月発行

shaho



志賀高原横手山から笠岳・北アルプス展望

井出利久氏 撮影

## CONTENTS

新年のご挨拶 ..... 2・3

### 日本年金機構からのお知らせ

健康保険被保険者認定事務の変更に

かかるお願い..... 4

健康保険被扶養者(異動)届..... 5

### 協会けんぽからのお知らせ

健診はお済みですか? ..... 6

### 協会けんぽからのお知らせ

40~74歳の被扶養者の方を対象に

集団健診を実施しています..... 6

はたらき盛り世代の歯の健康づくり... 7

### 長野県社会保険協会からのお知らせ

サンクス・フェスティバルパスポート... 8

ねんきん説明会のお知らせ..... 8

一般財団法人 長野県社会保険協会

ホームページ <http://www.shaho-nagano.or.jp/> または

# 年頭のご挨拶



長野県社会保険協会  
会長

大池 太士

謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方にはお健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素当協会の事業運営につきましては、皆様から格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年はアメリカのトランプ大統領の保護主義から、中国との貿易戦争が始まりました。今後日本にも様々な圧力がかけられると予測されています。経済の減速が見え隠れする日本経済に、どのような影響が出てくるのか今後注視していく必要があると思います。

国内政治では安倍首相が自民党総裁選で3選を果たし、最後の政権運営をどう進めていくのかも目が離せないところです。消費税増税後の景気対策や人手不足対策のための外国人労働者の受け入れ拡大など、見守っていく課題は少なくありません。

少子高齢化が進行し社会構造、経済構造が変化しているなかで、社会保障制度も将来に向けて持続可能な制度とするための制度改正が順次実施されております。

医療保険制度改革では、高齢化が進み年々医療費が膨らむ中で、制度を持続させていくために幅広い世代の負担を見直す内容となっています。特に高齢者の医療費負担の優遇措置の見直しとして、高額療養費の所得区分と自己負担限度額の見直しが行われ、昨年8月から実施されました。入院時の負担額の切り上げも行われ、高齢者には負担が重くなる内容となっています。

年金制度では30年度の年金額は前年度据え置きとなるなど、大きな改正等はありませんでしたが、将来に向けての公的年金の持続可能性を高めるために経済動向の変化による年金額の改定ルールの見直しが行われることになっています。

地元を目を向けてみると、明るいニュースとして昨年松本山雅が混戦を制してJ2の優勝とJ1への再昇格を果たすことができました。今年は新たなステージでの更なる活躍を期待してやみません。

さて、当協会は長野県内の事業所の皆様が会員となり設立され、昨年70周年を迎えました。社会保険制度の普及発展を応援することも設立目的の一つとしており、今後も社会保険制度の内容やその事務手続に関する研修や広報事業を積極的に行って参ります。併せて会員の皆様や被保険者とご家族の福利厚生のため、健康増進事業などの各種事業も確実に推進して参りたいと考えておりますので、ご賛同とご協力をお願いする次第です。

結びに皆様方のますますのご活躍と事業所のご発展をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



日本年金機構  
北関東・信越地域第二部  
長野南年金事務所  
(長野県代表事務所)長

渡辺 博

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

長野県社会保険協会並びに会員の皆様方には、日頃より日本年金機構の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

特に本会事業として、「社会保険事務講習会」、「ねんきん説明会」、「新規適用事業所事務説明会」などを県内6会場において開催していただき、社会保険事業の普及発展にご協力いただいております。また、日本年金機構の年金制度の普及啓もう活動をサポートしていただいている職域型年金委員で構成します関係団体の活動のため助成をいただいております。誠にありがとうございます。

引き続き、年金制度の普及啓もうにお力添えをお願い申し上げます。

さて、年金制度におきましては、平成29年8月に老齢年金の受給資格期間が25年から10年へ短縮される大きな制度改正がありましたが、本年10月には一定の要件に該当する老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族年金の受給権者に対する福祉的な給付措置として年金生活者支援給付金の支給に関する法律が施行される予定となっています。今後この制度の実施にあたって、企業内における広報・周知などご協力をお願いしたいと思っておりますので、その際にはよろしく願いいたします。

高齢化社会が進む中、誰もが健康で文化的な生活を営むために、社会保険制度は重要な役割を担い、制度への期待と関心は一層高まっております。

日本年金機構は、公的年金制度を運営する組織として、使命感と責任感を持ち、公的年金制度の適正な業務執行を行い、国民の皆様から信頼される組織となるため、職員一同最大限の努力を行ってまいります。

本年も昨年同様、ご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

年頭にあたり、長野県社会保険協会の益々のご発展と会員皆様のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会  
長野支部 支部長

清水 昭

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

平素は、全国健康保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

協会けんぽは昨年、発足後満10年を経過しました。当長野支部の加入事業所数は3万5千、加入者数は65万人となり、10年の間に事業所数で約5千、加入者数で約3万人が増加したことになり、それだけ私どもの医療保険者としての責任も増している、と捉えております。

さて、昨年4月からインセンティブ（報奨金）制度がスタートしました。本制度は、加入者の健康づくりに向けた取組などいくつかの指標を定め、その実績の優劣で、協会けんぽの各都道府県支部を順位づけし、上位半分の支部に報奨金を付与、保険料率を下げる方向に働かせるというものです。具体的な指標は、①健康診断受診率、②特定保健指導実施率、③特定保健指導対象者の対前年減少率、④健診の結果、要治療と判定された方の医療機関受診率、⑤ジェネリック医薬品使用率の5つです。どうかご承知おきください。

インセンティブ制度を含め、加入者の皆様の健康度の向上は、保険料率の抑制につながります。協会は本年も成果を求め、しっかり取り組んでまいります。加入事業所ならびに加入者の皆様におかれましても、引き続きご支援くださいますようお願いいたします。

結びに長野県社会保険協会様ならびに会員企業の皆様のますますのご発展、ご繁栄を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。本年もよろしくお願い申し上げます。

あけましておめでとうございます。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

(一財)長野県社会保険協会

長野支部長  
柳澤 次夫

長野北支部長  
羽生田豪太

東信支部長  
辰野 昭司

南信支部長  
林 裕彦

伊那支部長  
井上 英昭

飯田支部長  
宮島 八束

中信支部長  
大池 太士

長野県社会保険委員会

長野南社会保険委員会  
山上 哲生

長野北社会保険委員会  
横山 清茂

小諸社会保険委員会  
六川 憲治

岡谷社会保険委員会  
柏原 明彦

伊那社会保険委員会  
北原 周次

飯田社会保険委員会  
横前 宏

松本社会保険委員会  
宇治 一成

日本年金機構

長野南年金事務所  
渡辺 博

長野北年金事務所  
上田 里恵

小諸年金事務所  
熊井 剛

岡谷年金事務所  
石川 堅

伊那年金事務所  
藤野佐登美

飯田年金事務所  
市川 幸広

松本年金事務所  
堀抜 耕司

日本年金機構からのお知らせ

## 健康保険被扶養者認定事務の変更にかかるお願い

平成30年10月1日から、「健康保険被扶養者(異動)届」の添付書類の取扱いが変更となり、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際は、証明書類に基づき身分関係及び生計維持関係を確認の上、認定することとなりました。なお、一定の要件を満たしている場合には、証明書類の添付を省略することが可能となりますので、「健康保険被扶養者(異動)届」を届出いただく際は、次の取扱いをご確認の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

※添付省略の要件を満たしておらず、証明書類が添付されていない場合は、事業主様へ届書を返戻の上、証明書類の提出等をご案内させていただきます。

### 1 届出に必要な添付書類の取扱い

平成30年10月1日以降の「健康保険被扶養者(異動)届」にかかる取扱いは次のとおりです。なお、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは【項番①・②】を、別居しているときは【項番①・②・③】の取扱いを参照してください。

#### <添付書類等一覧>

項番	目的	添付書類	添付の省略ができる場合
①	続柄の確認	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	次のア・イの両方に該当する場合 ア・被保険者と扶養認定を受ける方それぞれのマイナンバーが届書に記載されている【次頁①-ア】 イ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを事業主が確認し、備考欄の「続柄確認済み」の□に✓を付している(または「続柄確認済み」と記載している)【次頁①-イ】
②	収入の確認	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを事業主が確認し、事業主確認欄の「確認」を○で囲んでいる ※3 【次頁②-ア】 イ・扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満
③	別居の確認	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア・扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満 イ・扶養認定を受ける方が16歳以上の学生

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)  
・60歳以上の方

・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害・遺族年金、傷病手当金、失業給付等、非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

\*被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要です。ただし、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求められることがあります。

### 2 お問い合わせ

届書の記入方法等、取扱いについてご不明な点がございましたら、「ねんきん加入者ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」へ!



ねんきん加入者ダイヤル(事業所、厚生年金加入者向け)

**0570-007-123**

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6837-2913

受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後7:00  
第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



日本年金機構  
Japan Pension Service

# 健康保険被扶養者(異動)届～添付省略となる場合の記入箇所～

様式コード 2 2 0 2	協会管掌事業所用	健康保険 国民年金	被扶養者(異動)届 第3号被保険者関係届	
平成 年 月 日提出	事業所整理記号	事業所所在地	事業所名称	事業主氏名
事業主確認欄		事業主が確認した場合に○で囲んでください。		
A 被保険者		B 収入の確認		
被保険者整理番号	氏名(氏名)	①-ア	昭和 年 月 日	性別 1.男 2.女
C その他の被扶養者欄1		D 収入の確認		
氏名(氏名)	①-ア	昭和 年 月 日	性別 1.男 2.女	続柄
被扶養者になった日	理由	収入(年収)	備考	理由
被扶養者でなくなった日	理由	備考	備考	備考
E 配偶者の収入(年収)		F 備考		
配偶者の収入(年収)		備考		
G 被扶養者以外の方が被扶養者になった場合は「該当」、被扶養者でなくなった場合は「非該当」、変更の場合は「変更」を○で囲んでください。		H 備考		
氏名(氏名)	①-ア	昭和 年 月 日	性別 1.男 2.女	続柄
被扶養者になった日	理由	収入(年収)	備考	理由
被扶養者でなくなった日	理由	備考	備考	備考
I 被扶養者の「該当」と「非該当(変更)」は同時に提出できません。「該当」、「非該当」、「変更」はそれぞれ別の用紙で提出してください。		J 備考		
扶養に関する申立書(添付書類の内容について補足する事項がある場合に記入してください)		申立の事実と相違ありません。氏名		

**<収入の確認>**

- 【事業主確認欄】②-ア  
扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族であることを事業主が確認した場合は、「確認」を○で囲んでください。

**<続柄の確認>** ※次のア・イの両方の記入が必要です。

- 【個人番号】欄 ①-ア  
被保険者と扶養認定を受ける方それぞれのマイナンバーを記入してください。
- 【備考】欄 ①-イ  
戸籍謄本等により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを事業主が確認した場合は、「続柄確認済み」の□に✓を付す、または「続柄確認済み」と記入してください。

「健康保険被扶養者(異動)届」の様式および記入例は、日本年金機構ホームページに掲載しておりますので、ホームページからダウンロードをお願いいたします。

協会けんぽからのお知らせ

## 協会けんぽ 被扶養者のみなさまの 健診はお済みですか？

健康保険の被扶養者の方も  
お住まいのお近くで『**特定健康診査**』を受診できます。

特定健康診査は、メタボのリスクに着目し、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした健康診断です。

被扶養者の健診受診率は、被保険者に比べてかなり低いのが現状です。

平成29年度  
健診受診率

被保険者  
62.0%

被扶養者  
27.8%

従業員だけでなく、ご家族の方にも  
ぜひ、健診をお勧めください！



## 40歳～74歳の被扶養者の方を対象に**集団健診**を実施しています！

お住まいのお近くの会場で受けられる『**集団健診**』のご案内を、順次ご自宅へお送りしています。

会場と日程を確認し、ご予約のうえ、保険証と受診券を持ってご来場ください。

基本的な健診	診察、問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査	最高 <b>6,520円</b> の補助
詳細な健診	心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査	最高 <b>3,400円</b> の補助

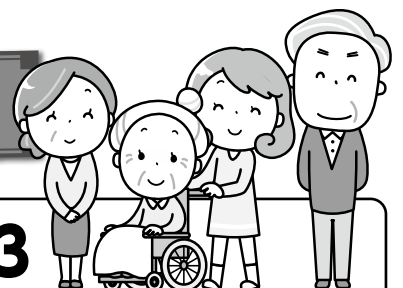
特定健康診査の費用を協会けんぽが**補助**しています

この機会にぜひ、健診を受診しましょう！

お問い合わせ

協会けんぽ長野支部  
保健グループ

☎026-238-1253



## 健康経営セミナー

## はたらき盛り世代の歯の健康づくり

歯の健康をメインテーマに歯科医師の先生に講演いただくセミナーを、県内4会場で開催します。歯の健康に関する理解を深め、働き盛り世代の健康づくりをさらに進めましょう！

## ご担当者様必見!!4つの見どころ

- ①長野県歯科医師会による歯の健康講座
- ②健康経営優良法人認定事業所の取り組み紹介
- ③保健師による健康相談、健康計測
- ④運動や食事など情報盛りだくさんの展示ブース



昨年の健康経営セミナーの様子



平成31年2月 8日(金) ホクト文化ホール(長野市)  
 14日(木) キッセイ文化ホール(松本市)  
 20日(水) 上田市丸子文化会館(上田市)  
 27日(水) 駒ヶ根市文化会館(駒ヶ根市)

【時間】13:30~16:00

※③健康相談、④展示ブースは12:30からご覧いただけます。



全国健康保険協会 長野支部  
協会けんぽ

お問い合わせ先  
協会けんぽ 長野支部 企画総務グループ  
☎026-238-1251 (担当: 沢戸・花川)



東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム  
**「サンクス・フェスティバル」パスポート**  
 ご利用期間 2019年1/7日(水)～3/20日(水) ※詳細はホームページをご覧ください。

平成30年度 **ねんきん説明会のお知らせ** 参加費 無料

充実したシニアライフに必要な「年金」についての説明会を開催します。ご都合の良い会場へご参加ください。

会場	長野	小諸	岡谷	伊那	飯田	松本
日時	1月25日(金) 14:00~	1月22日(火) 14:00~	1月25日(金) 14:00~	1月22日(火) 14:00~	1月24日(木) 14:00~	1月29日(火) 14:00~
場所	ホテル信濃路	小諸市文化センター	テクノプラザおかや	伊那市防災 コミュニティセンター	飯田文化会館	サンプロアルウィン
	長野市中御所 岡田町131-4	小諸市乙女甲 1275-2	岡谷市本町 1-1-1	伊那市西町 5824-1	飯田市高羽町 5-5-1	松本市神林 5300
申込先FAX	<b>026-223-4876</b>		<b>0266-21-2423</b>			
お問合わせ	東北信事務センター TEL 026-227-1455		中南信事務センター TEL 0266-21-2422			

- 内容** 老齢年金・在職老齢年金等について (120分)
- 講師** 日本年金機構年金事務所職員等
- 定員** 50名 (申込先着順)
- 対象者** 社会保険加入事業所の被保険者とそのご家族の方及び事業所の社会保険事務担当者
- 申込方法** 下記の参加申込書にご記入いただき、**FAX**にてお申し込みください。  
\*受講の決定については、開催日までに受講票をお送りいたします。
- 申込期限** **開催日の1週間前(必着)**

「ねんきん説明会」参加申込書

FAX送信日 1月 日

希望会場 (○をつけてください)	長野	小諸	岡谷	伊那	飯田	松本
事業所名			事業所記号	(例 01-いろは)		
所在地	〒					
電話番号						
申込責任者	*後日、申込責任者あて「受講票」をお送りいたします。					
フリガナ 参加者氏名						*協会使用欄

\*ご記入いただきました個人情報は、当説明会の運営のみに使用させていただきます。